

長野県教育委員会規則第4号

県立長野図書館規則の一部を改正する規則

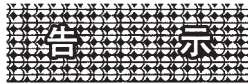
県立長野図書館規則(昭和33年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「(以下「休日」という。)」を削り、同条第5号中「末日(その日が日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)」を「最後の金曜日」に改める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課



長野県告示第125号

長野県希少野生動物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第8条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動物及び特別指定希少野生動物の指定をします。

平成17年3月22日

長野県知事 田中康夫

1 指定希少野生動物(動物・9種)

種 名 称	指 定 の 理 由
クビワコウモリ	山地帯から亜高山帯にかけての森林に生息する日本固有種で、現在繁殖が確認されているのは乗鞍高原のみである。その個体数及び生息地がともに少なく、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
イヌワシ	山地帯から高山帯にかけて生息する種で、捕獲及び開発行為により、その個体数及び生息地がともに著しく減少している。また、カメラマンの営巣地への接近やハングライダー等の飛行による影響も懸念される。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ブッポウソウ	低山帯の針広混交林及びブナ林等の落葉広葉樹林に生息する種で、開発行為等の影響によりその個体数及び生息地がともに著しく減少している。現在の生息地は県の北端及び南端に限定され、十数つがい繁殖しているのみである。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヤイロチョウ	主に下生えのよく茂った常緑広葉樹林等に生息する種で、捕獲・森林伐採及び開発行為により、その個体数及び生息地がともに減少している。また、カメラマンの営巣地への接近等による影響も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、調査活動が行われており、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
クマタカ	急峻な谷のある山地の森林に生息する種で、捕獲及び開発行為により、その個体数及び生

	息地がともに減少している。また、カメラマンの営巣地への接近等による影響も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、調査活動が行われており、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ライチョウ	森林限界上部の高山帯に生息する種で、登山者や観光客の増加に伴う生息地のかく乱、ごみの増加に伴うキツネ、カラス等天敵の増加、ニホンザル・ニホンジカ及びチョウゲンボウ等の野生動物の高山帯への進出、地球温暖化等により、その生息地の減少又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ハクバサンショウウオ	湿原及びその周辺の森林に生息する日本固有種で、生息地の数箇所が開発行為が行われるなど、生息地が減少している。また、捕獲による個体数の減少も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
アカイシサンショウウオ	溪流付近や伏流水のある湿った森林内に生息する日本固有種で、新種として記載されたばかりで個体数も少ない。また、捕獲による個体数の減少や開発行為による生息環境の悪化も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、調査活動が行われており、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
シナイモツゴ	山間のため池及び細流に生息する日本固有亜種で、県内では北部の山間地に点在するため池にわずかに生息している。個々の生息地は隔離されており、生息地によっては個体数が減少している。また、捕獲による個体数の減少、種間交雑による遺伝のかく乱、外来魚による捕食圧の増大及び埋立等の開発も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護要請も高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。

2 特別指定希少野生動物(動物・2種)

種 名 称	指 定 の 理 由
イヌワシ	山地帯から高山帯にかけて生息する種で、捕獲及び開発行為により、その個体数及び生息地がともに著しく減少している。また、カメラマンの営巣地への接近やハングライダー等の飛行による影響も懸念される。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ブッポウソウ	低山帯の針広混交林及びブナ林等の落葉広葉樹林に生息する種で、開発行為等の影響によりその個体数及び生息地がともに著しく減少している。現在の生息地は県の北端及び南端に限定され、十数つがい繁殖しているのみである。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。

環境自然保護課

## 長野県告示第126号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成17年3月22日

長野県知事 田中康夫

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病、結核病予防のため	南佐久郡 南牧村のうち 野辺山 板橋 海ノ口のうち 野辺山原 北佐久郡 望月町 東御市 岡谷市 駒ヶ根市のうち 中沢 東伊那 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 南箕輪村のうち 南原区 飯田市のうち 竜丘 下伊那郡 阿南町 下條村 豊丘村 南安曇郡 梓川村 三郷村 堀金村 中野市 飯山市 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 三水村 中条村	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている急速凝集反応法 結核病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている皮内注射法
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛		
ヨーネ病予防のため	佐久市 南佐久郡 白田町 南牧村のうち 平沢 野辺山 板橋 海ノ口のうち 野辺山原 北佐久郡 望月町 東御市 小県郡 長門町 和田村 岡谷市 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている酵素免疫測定法

<p>西春近 駒ヶ根市 上伊那郡 飯島町 箕輪町のうち 中箕輪 長谷村 南箕輪村のうち 南原区 飯田市のうち 竜丘 飯田 松尾 座光寺 下久堅 龍江 鼎 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 豊丘村 上村 南信濃村 天龍村 売木村 木曾郡 木曾福島町 日義村 三岳村 東筑摩郡 明科町 波田町 本城村 坂井村 山形村 朝日村 南安曇郡 梓川村 三郷村 堀金村 北安曇郡 松川村 長野市 千曲市 中野市 飯山市 埴科郡 坂城町 上高井郡 小布施町 高山村 下高井郡 木島平村 上水内郡 牟礼村 三水村 中条村</p>			
<p>佐久市 南佐久郡 白田町 川上村 南牧村 北佐久郡 望月町 東御市 小県郡 長門町 和田村 岡谷市 諏訪郡</p>	<p>繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該牛と同一施設内で飼育している牛</p>		

富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市 上伊那郡 飯島町 箕輪町のうち 中箕輪 長谷村 南箕輪村のうち 南原区 飯田市のうち 竜丘 飯田 松尾 座光寺 下久堅 龍江 伊 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 豊丘村 上村 南信濃村 天龍村 売木村 木曾郡 木曾福島町 日義村 三岳村 東筑摩郡 明科町 波田町 本城村 坂井村 山形村 朝日村 南安曇郡 梓川村 三郷村 堀金村 北安曇郡 松川村 長野市 千曲市 中野市 飯山市 埴科郡 坂城町 上高井郡 小布施町 高山村 下高井郡 木島平村 上水内郡 牟礼村 三水村 中条村			
県内全域	種付けの用に供し、又は供する 目的で飼育している雄牛及び当該 雄牛と同一施設内で飼育している 牛		

ヨーネ病発生予防のため	県内全域	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている酵素免疫測定法又はヨーニン検査
牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体 ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)施行規則第4条に該当する場合を除く。	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	酵素免疫測定法
馬伝染性貧血発生予防のため	県内全域	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬 3 競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬 4 乗馬大会等に出場する馬	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査
家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	急速凝集反応法
腐蛆病発生予防のため	県内全域	みつばち	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
牛のブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成15年11月から平成16年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成17年6月1日から平成17年11月30日まで	ブルータング 寒天ゲル内沈降反応法 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱 中和試験

畜産課

## 長野県告示第127号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成17年3月22日

長野県知事 田中康夫

- 解除に係る保安林の所在場所  
南安曇郡安曇村4144の51(次の図に示す部分に限る。)、4144の52
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
指定理由の消滅

森林保全課

## 長野県告示第128号

平成12年長野県告示第75号(長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第12条第1項の規定による景観形成重点地域の区域指定)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月22日

長野県知事 田中康夫

2の(1)中「中野市の区域」の次に「(千曲川河川中心からその下流に向かって右側の地域に限る。)」を加え、同2の(6)を削り、同2の(5)を同2の(6)とし、同2の(2)から(4)までを1ずつ繰り下げ、同2の(1)の次に次のように加える。

(2) 中野市の区域(千曲川河川中心からその下流に向かって左側の地域に限る。)のうち、県道飯山妙高高原線のうち上水内郡三水村と中野市との境界から高速自動車国道関越自動車道上越線豊田飯山インターチェンジまで、高速自動車国道関越自動車道上越線のうち高速自動車国道関越自動車道上越線豊田飯山インターチェンジから中野市大字上今井牡丹沢地区の一般国道117号との交差点まで及び一般国道117号のうち中野市大字上今井牡丹沢地区の高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点から中野市と長野市との境界までの区間の長野市に向かって左側の区域及び右側30メートル以内の区域

建築管理課

長野県告示第129号

平成12年長野県告示第76号(長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第13条第1項の規定による高社山麓・千曲川下流域景観形成重点地域における景観形成のための計画の決定)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月22日

長野県知事 田中康夫

3の(3)の「ア中「中野市の区域」の次に「(千曲川河川中心からそ

の下流に向かって右側の地域に限る。)」を加え、同(3)の「カを削り、同(3)の「オを同(3)の「カとし、同(3)の「イからエまでを同(3)の「ウからオまでとし、同(3)の「アの次に次のように加える。

イ 中野市の区域(千曲川河川中心からその下流に向かって左側の地域に限る。)のうち、飯山線の飯山市に向かって右側の地域及び一般国道117号のうち長野市と中野市との境界から中野市大字豊津字横吹の中野市と飯山市との境界までの区間の飯山市に向かって右側の地域

3の(5)の「イの(7)中「字夕日の地域」の次に「並びに県道飯山妙高高原線のうち上水内郡三水村と中野市との境界から中野市道涌井斑山線との交差点まで、中野市道涌井斑山線のうち県道飯山妙高高原線との交差点から林道涌井斑山線の起点まで、林道涌井斑山線のうち起点から農業振興地域の境界との交差点まで、農業振興地域の境界のうち林道涌井斑山線との交差点から飯山市方向に進み中野市道斑山登山道線との交差点まで、中野市道斑山登山道線のうち農業振興地域の境界との交差点から中野市道斑山線との交差点まで、中野市道斑山線のうち中野市道斑山登山道線との交差点から中野市道堀越線との交差点まで及び中野市道堀越線のうち中野市道斑山線との交差点から中野市と飯山市との境界までの区間の飯山市に向かって左側の地域」を加え、同イの(ハ)を削り、同イの(ケ)を同イの(カ)とする。

建築管理課

長野県公安委員会告示第3号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を認定しました。

平成17年3月22日

長野県公安委員会委員長 宮下 行一

認定を受けた者			教育に使用する施設		教育課程の区分及び名称	認定をした年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地		
株式会社ドリームモータースクール	長野市川中島町原639番地	仁科良幸	ドリームモータースクール昭和	長野市川中島町原639番地	運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第1条第7号に掲げる課程 ア 大型自動二輪車等習熟安全教育 イ 大型自動二輪車等二人乗り体験教育	平成17年3月11日
			ドリームモータースクール須坂	須坂市墨坂南2丁目16番1号		
株式会社長野自動車センター	長野市中御所4丁目4番13号	毛涯宏一	長野自動車学校	長野市差出南3丁目1番1号	"	"
			長野中央自動車学校	長野市大字北堀651番地		
			天竜自動車学校	下伊那郡高森町吉田2283番地		
有限会社信濃東部自動車学校長野支店長野第一自動車学校	長野市大字平林344番地	片山嘉一郎	長野第一自動車学校	長野市大字平林344番地	"	"
株式会社中野自動車学校	中野市大字吉田1108番地	小林勇生	中野自動車学校	中野市大字吉田1108番地	"	"
株式会社北信自動車学校	須坂市大字小河原460番地	新崎益男	北信自動車学校	須坂市大字小河原460番地	"	"
株式会社千曲自動車学校	千曲市大字桜堂180番地	宮入博	千曲自動車学校	千曲市大字桜堂180番地	"	"



株式会社上田自動車学校	上田市天神3丁目10番43号	畑 洋 樹	上田自動車学校	上田市天神3丁目10番43号	〃	〃
株式会社真田自動車学校	上田市大字秋和86番地	石 田 紘 壽	真田自動車学校	上田市大字秋和86番地	〃	〃
有限会社信濃東部自動車学校	東御市和字西田1506番地	片 山 嘉一郎	信濃東部自動車学校	東御市和字西田1506番地	〃	〃
有限会社佐久川西自動車学校	北佐久郡浅科村甲1951番地2	井 口 恒 雄	佐久川西自動車学校	北佐久郡浅科村甲1951番地2	〃	〃
有限会社小諸自動車教習所	小諸市大字森山85番地	木 島 公 昭	小諸自動車教習所	小諸市大字森山85番地	〃	〃
浅間商事株式会社	佐久市大字岩村田748番地	室 作 和 雄	浅間自動車学校	佐久市大字中込3032番地	〃	〃
株式会社佐久自動車学校	佐久市大字猿久保35番地7	中 川 正	佐久自動車学校	佐久市大字猿久保35番地7	〃	〃
株式会社臼田自動車教習所	南佐久郡臼田町大字臼田1344番地	中 川 正	臼田自動車教習所	南佐久郡臼田町大字臼田1344番地	〃	〃
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	瀧 澤 徹	アルピコ自動車学校諏訪	諏訪市大字四賀929番地1	〃	〃
			アルピコ自動車学校中央	塩尻市大字広丘吉田352番地1	〃	〃
			アルピコ自動車学校松本	松本市筑摩4丁目6番1号	〃	〃
			アルピコ自動車学校松本	松本市筑摩4丁目6番1号	〃	〃
			アルピコ自動車学校第一	松本市元町3丁目3番10号	〃	〃
株式会社諏訪中央自動車学校	諏訪市大字四賀558番地	長 田 洋 一	諏訪中央自動車学校	諏訪市大字四賀558番地	〃	〃
株式会社茅野自動車学校	茅野市宮川5299番地	桑 澤 一 郎	茅野自動車学校	茅野市宮川5299番地	〃	〃
株式会社岡谷自動車学校	岡谷市長地小萩一丁目12番13号	御子柴 善 照	岡谷自動車学校	岡谷市長地小萩一丁目12番13号	〃	〃
株式会社辰野自動車学校	上伊那郡辰野町大字赤羽250番地	松 田 忠 恒	辰野自動車学校	上伊那郡辰野町大字赤羽250番地	〃	〃
株式会社伊那自動車教習所	伊那市大字美篤9623番地の2	伊 藤 哲 雄	伊那自動車教習所	伊那市大字美篤9623番地の2	〃	〃
株式会社駒ヶ根自動車学校	駒ヶ根市赤穂16398番地	伊 藤 哲 雄	駒ヶ根自動車学校	駒ヶ根市赤穂16398番地	〃	〃
株式会社飯田自動車学校	飯田市鼎切石5092番地の6	蜂 谷 伸	飯田自動車学校	飯田市鼎切石5092番地の6	〃	〃
株式会社アジマ自動車学校	下伊那郡喬木村838番地	矢 澤 文 建	アジマ自動車学校	下伊那郡喬木村1353番地	〃	〃
株式会社穂高自動車学校	南安曇郡穂高町大字穂高8391番地	小 林 繁 充	穂高自動車学校	南安曇郡穂高町大字穂高8391番地	〃	〃
株式会社公認大町自動車教習所	大町市大字平1193番地	遠 山 昌 信	大町自動車教習所	大町市大字平1193番地	〃	〃

東北信運転免許センター